主 文 原判決を破棄する。 本件を赤岡簡易裁判所に差戻す。

理由

本件控訴の趣意は、記録に綴つてある赤岡区検察庁検察官事務取扱検事近藤正已 作成名義の控訴趣意書に記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

所論は、要するに、原判決は、被告人に対する道路交通法違反(駐車違反)の公訴事件につき、被告人が、被告人の駐車違反の事実を現認した警察官が被告人に交通反則告知書(以下単に告知書という)を受領しなかつたのは、有警察官と顔見知りであり、同警察官が被告人の住所を知つているような場合に届けてくれるだろうと考えそのまま退去しても、道路交通法一三〇条二号の手続がその規定に違反しているため無効であるととないないから、公訴提起の手続がその規定に違反しているため無効であるととないないから、公訴提起の手続がその規定に違反で告知書を受領できない正にを経ていないから、公訴提起の手続がその規定に違反で告知書を受領であると当をといるに、検挙に不満を抱いて故意にこれを受取らなかつたもので、右はなんらの法一三〇条二号所定の受領拒否に該当するから、本件公訴提起の手続にはなんらの違法も存しないので、原判決は破棄を免かれないというのである。

しなかつたに過ぎないような場合は、同法条にいう受領拒否と解すべきでないから、道路交通法所定の告知および通告をすべきにかかわらず、これを経ないでした本件公訴の提起は、同法一三〇条に違反し無効であるとして、本件公訴を棄却した

 かかわらず、正当な理由がなくこれを受領しないことであり、かつ、それで足りると解すべきである。したがつて、右にいわゆる受領を拒むといううちには、反則者が警察官から書面の受領を促された際、交通反則通告制度により処理されることの利益を放棄する意思を明白に表明してこれを受領しない場合と、その内心の意思とうあろうとも、なんら正当な事由がないのに、事実上これを受領しない場合とを含むと解するのを相当とする。けだし、受領拒否を右前段の場合だけに限り、右後段の場合はこれを含まないとすると、交通取締りにあたる警察官らは、反則者では、反則者の住居へ書面を持参してその意思を確認するかもしくは書面を郵送する等の措置を執らなければならないことになり、である。

なお、原判決は、反則者に反則制度による処理を選ぶか直接公訴を提起されて裁判を受けるのを選ぶかの選択の自由があり、そのいずれを選ぶかの決断は検挙の現場で即時強要されるものでないと判示しているが、しかし、反則者は、告知書を受領しても、反則金を納付さえしなければ不納付事件として裁判を受ける途を選ぶことができるのであるから、受領拒否の意義を前記のように解したからといつて、決して検挙の現場で交通反則通告制度による処理を強要されるものでないことは明らかであるから、原判決の前記説示は到底首肯することができない。

右事実に徴すると、被告人が、本件駐車違反の現場において、前記警察官らが被 告人に交付しようとした告知書等の書面を受領しなかつたことは明らかであるが、 さらに、被告人が右各書面を受領しなかつたことにつき正当な事由があつたか否かにつき検討するに、被告人は、原審公判廷で告知書を受領しなかつた事情として、 急いでいた旨供述しているが、被告人の当審公判廷における供述によると、なるほ ど、被告人は当時赤岡町の台風による災害復旧の仕事をしていたことは認められる が、前示のように、A巡査らは、被告人の面前に告知書等を差出しており、被告人 は、ただそれを受取れば済むことであるのにこれを受取らなかつたというのである から、被告人が急いでいたため告知書等を受領できなかつたとは到底認められな い。また、被告人は、告知書等を受領しなかつた理由につき、原審および当審公判 延で、警察官と顔見知りであつたから書面を自宅に届けて貰うつもりであつたという趣旨の供述をしており、Bの検察官に対する供述調書によると、B巡査と被告人 とは顔見知りではあつたが、お互いにその名前もはつきり知らなかつたくらいであ るし、前記認定のように、被告人がそんな書面はいらないといつてこれを受領しな かつたこと、並びにBおよびAの検察官に対する各供述調書を綜合して考えると、 被告人が本件各書面をBおよびAの両巡査のうちいずれかが、被告人方へ届けてく れるだろうと考えたとか、或いは、被告人が同巡査らに右各書面を被告人方へ届けてくれと依頼したという事実は、いずれもこれを認めることができない。してみると、前記説示のように、原判決が、被告人が告知書等を受領しなかつた理由として 説示する点は、すべて事実を誤認したものであるというべく、かりに、原判決認定 のような事実関係であるとしても、およそ、反則者である被告人が、警察官に右の ような依頼をしたり、また、顔見知りであるからといつて、後日関係書面を自宅に 届けてくれるだろうというようなことを期待すること自体筋ちがいであつて、警察 官がこれを承諾した場合ならばともかく、承諾した形跡の認められない本件におい ては、これをもつて告知書等を受領しなかつたことの正当な理由とすべきではない。なお、前記認定の各事実と、被告人の原審ならびに当審公判廷における各供述を総合すると、被告人が告知書等を受領しなかつたのは、警察官らにその反則行為を検挙された反感から、腹いせのためであつたことが認められる。

よつて、刑訴法三九七条一項、三七八条二号に従い、原判決を破棄したうえ、同 法三九八条本文を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 木原繁季 裁判官 深田源次 裁判官 岡崎永年)